

関西大学イノベーション創生センターの施設利用に関する取扱内規

平成 28 年 1 月 21 日
制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、関西大学イノベーション創生センター規程第 12 条に基づき、関西大学イノベーション創生センター（以下「創生センター」という。）の施設利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第 2 条 創生センターの施設の利用目的は、次の各号に掲げるいずれかの活動が含まれるものとする。

- (1) 共同研究施設として、産学官の共同研究の推進及び地域社会への貢献を図り、先端的かつ独創的な研究開発を行う活動
- (2) 学外機関との共同研究を格段に進展させ、異分野を融合し、革新的なイノベーションを創出する活動
- (3) 最先端の研究装置・設備群を擁し、産学官連携・共同研究の拠点を形成する活動
- (4) インキュベーション機能、本学教育職員・学生のベンチャー起業の支援機能を備え、大学発イノベーションを創出するための活動
- (5) 学外機関との連携を基に、本学の持つ研究成果を用いて独創的な研究開発を推進するとともに、社会実装を図る活動
- (6) 教育研究活動の進展に寄与し、専門能力の高い人材の育成を図る活動
- (7) その他センター長が特に認めた活動

(施設)

第 3 条 創生センターには、次の施設を置く。

- (1) 実験・研究エリア
- (2) ベンチャーオフィス
- (3) 対話スペース (T-Space)
- (4) ミーティングスペース
- (5) レセプションスペース
- (6) カフェ

(開館日及び利用時間)

第 4 条 創生センターの施設の開館日及び利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 実験・研究エリアは、原則として全日 24 時間使用できるものとする。
- (2) ベンチャーオフィスは、原則として全日 24 時間使用できるものとする。
- (3) 対話スペース (T-Space) は、原則として全日 24 時間使用できるものとする。
- (4) ミーティングスペースについては、別に定めるものとする。
- (5) レセプションスペースについては、別に定めるものとする。
- (6) カフェについては、別に定めるものとする。

(利用者の資格)

第 5 条 創生センターの施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、第 7 条の利用許可を得た者とする。

- (1) 本学の教職員その他これに準ずる者及び本学学生
- (2) 本学との共同研究に携わる外部機関所属の研究者
- (3) その他センター長が認める研究者、学生等

2 前項にかかわらず、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号については、センター長が利用を認めた者。

(利用申請)

- 第6条 創生センターの施設のうち第3条第1項第1号及び第2号の施設利用を希望する場合は、次項の手続きを経てセンター長の承認を受けなければならない。
- 2 申請責任者は、センター所定の利用申請書(様式1)をセンター長に提出しなければならない。
 - 3 創生センターの施設のうち第3条第1項第3号から第6号の施設利用については、別に定めるものとする。

(利用の許可)

- 第7条 センター長は、前条の規定により利用申請があった場合、センター委員会において審査の上、利用承認の可否を決定し、申請責任者にその旨を通知するものとする。
- 2 申請責任者が外部機関に所属する者である場合は、別途本学と当該所属機関との間において施設利用に関する契約を締結するものとする。

(利用申請内容の変更)

- 第8条 前条の規定により利用許可を受けた申請責任者は、創生センター施設の利用申請内容に重大な変更を加えようとするときは、センター所定の利用変更申請書(様式2)をセンター長に提出しなければならない。
- 2 センター長は、前項の申請があったときは、センター委員会の議を経て、その可否を決定し、申請責任者に通知するものとする。

(利用許可の取消し等)

- 第9条 創生センター施設の利用を許可された者(以下「利用者」という。)が本内規に違反したときは、センター長は、センター委員会の議を経て、利用の許可の取り消し、又は利用を中止させることができる。
- 2 前項のほか、本学において特に必要が生じたとき又は創生センターの運営上特に必要があるときは、センター長は、センター委員会の議を経て、利用の許可内容を変更し、又は取り消すことができる。

(利用料)

- 第10条 創生センター施設のうち、実験・研究エリア並びにベンチャーオフィスの利用は原則として有料とし、料金は別表のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めるときは、センター委員会の議を経て、利用料を減額又は免除することができる。
 - 3 利用者は、利用期間が月の途中から始まる時又は月の途中で終わる場合であっても、当該月1カ月分の利用料を負担するものとする。
 - 4 既納の利用料等は、原則として返還しない。
 - 5 利用料は、本学からの請求後、1ヶ月以内に支払わなければならない。

(光熱水費)

- 第11条 利用者は、使用を許可された場所において使用した光熱水費を次のとおり負担しなければならない。
- (1) 電力料金は、本学が電力会社と結んだ契約に基づき1カ月毎に算出した単価に使用量を乗じた金額。
 - (2) 水道料金は、吹田市水道局水道料金表における該当するメーター口径の2カ月毎の基本料金の2分の1の額、下水道使用料表における2カ月毎の基本料金の2分の1の額並びに水道料金表における該当するメーター口径の2カ月毎の従量料金及び下水道使用料表における2カ月毎の超過料金の各段階の基準水量を2分の1に見なして1カ月毎にそれぞれ算出した額の合計金額。
- 2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めるときは、光熱水費を免除することができる。
 - 3 光熱水費は、本学が毎月末に検針して利用者に請求し、利用者は、請求後1ヶ月以内に支払わなければならない。

(利用期間)

- 第12条 創生センターの施設のうち、実験・研究エリア並びにベンチャーオフィスの利用期間は、原則として申請から3年目の年度末までとし、延長する場合は年度ごとに2回までの更新を認める。ただし、センター委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 申請責任者は、利用期間を短縮し、又は利用を中止しようとするときは、利用を終了する日の2カ月前までにセンター長に申し出なければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。
 - 3 申請責任者は、利用期間が満了したとき又は利用を中止するときは、原則として、利用施設を原状回復のうえ、明け渡さなければならない。

(施設改修と原状回復)

- 第13条 申請責任者は、利用計画の遂行上やむを得ず利用施設を改修するときは、事前にセンター長に申し出て、その許可を受けなければならない。
- 2 利用施設の改修及び利用後の原状回復に係る費用は、利用者が負担するものとする。

(遵守義務)

- 第14条 利用者は、関西大学研究倫理規準及び本内規の他、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 秩序及び風紀を乱す行為をしないこと。
 - (2) 施設、設備又は備品を故意に破損しないこと。
 - (3) 指定場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
 - (4) その他遵守義務に違反しないこと。
- 2 利用者は、利用許可を受けた目的及び方法並びに許可に付された条件に従い、施設、設備及び備品を常に善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。
 - 3 利用者は、施設の利用に際し、関係法令及び本学の諸規程を遵守するとともに、施設内での研究に係る安全確保に努めるものとする。
 - 4 利用者は、所轄監督官公庁への届出が必要となる研究、研究倫理上配慮が必要な研究及び他の利用者に影響を及ぼす可能性がある研究を行う場合は、事前にセンター長に申し出なければならない。

(傷害保険)

- 第15条 利用者は、研究活動を開始する前に、必要に応じて傷害保険に加入するよう努めなければならない。

(損害賠償)

- 第16条 利用者は、施設、設備及び備品を破損又は滅失したときは、実費をもって損害を賠償しなければならない。

(その他)

- 第17条 この取扱内規に定めるもののほか、創生センター施設の利用に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、定めることとする。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は、平成29年1月31日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この内規(改正)は、2018年10月10日から施行する。

別表

(月額/税込)

	学内利用者	学外利用者
実験・研究エリア	1,500 円/㎡	3,000 円/㎡
実験・研究エリア以外	別に定める	